

(1) 全体評価 全体として、中期計画の達成に向けて、計画どおり進捗している

(2) 小項目評価

小項目	第2期中期計画（計画期間：令和元年度から令和4年度までの4年間）		報告書 静岡病院 自己評価	第1回、第2回評価委員会		市評価（案）	
	概要	令和4年度目標値		委員会における◇意見、◆確認事項	意見書 評価	市評価 （案）	市評価（案）の理由
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 静岡病院が担うべき医療							
(1) 地域の特性に配慮した医療の確立と提供	・近隣医療機関との役割分担・連携の下、市民が必要とする急性期医療・高度急性期医療の提供	【紹介率】77%、 【逆紹介率】108%	A		A	A	
(2) 救急医療	・断らない救急医療をモットーに、軽症の患者から重症の救急搬送患者、さらには他の医療機関で受入困難とされた患者まで、24時間365日体制での対応 ・「医の原点」である救急医療の継続的かつ安定的に提供のため、より多くの患者受入れのための適切な病床管理、必要な医師及び医療スタッフの確保などの医療提供体制の整備	【救急搬送患者数】市内最多、【重症患者受入実績】救急医療係数県内最大値	S	◇救急患者数等だけでなく、救急医療の質も評価すべきである。 ◇今後も関係機関と連携し、清水地域を牽引する役割を果たすべきである。 ◆救急患者受入実績の市内割合は、静岡病院が26.4%であるのに対し、他の静岡地域4医療機関は23.8%～4.4%である。 ◆救急患者応需率は、静岡病院が95.25%であるのに対し、他の静岡地域4医療機関は92.94%～80.83%である。	S	S	○救急搬送患者数5,999人と市内最多。 ○重症患者受入実績は県内特定病院群において県内最大値。 ○静岡地域5公的医療機関の中で、救急搬送患者受入割合、応需率ともに最も高い実績、「断らない救急」を実践
(3) 感染症医療	・県内唯一の第一種感染症指定医療機関の役割を果たすため、施設・設備の整備点検、人員の確保、防護服の着脱訓練等の実施など、感染症患者を常時受け入れられる体制の維持 ・患者発生を想定した合同訓練等への協力など、院外の各関係機関との連携強化に係る取組の実施		S	◇静岡病院職員が感染した事実をどのように評価すれば良いか難しい。 ◇静岡病院職員の感染後一切その他の感染者が出なかったのは、静岡病院の感染対策が徹底されていたためであり、他院は模範とすべきである。 ◆新型コロナ対応の最中、感染症専門医によるTV等のメディアでの情報発信を複数回実施した。	S	S	○県内でいち早く新型コロナウイルス感染症の対応を開始、迅速な体制構築、患者の受入や治療の実施 ○県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、症例経験を県内感染症指定医療機関に情報共有
(4) 周産期医療・小児医療	・ハイリスク症例の受入れや近隣専門病院等と連携した質の高い周産期管理の実施		A	◆ハイリスク症例数は結果的にはやや減少しているものの、常時受入体制を整え、日頃から近隣の専門病院等との連携を図っている。	A	A	
(5) 災害時医療	・大規模災害発生に備えた、災害時医療訓練の実施、非常電源や水源確保のための設備管理や食糧等の備蓄管理		A		A	A	
(6) 高度医療・専門医療	・「ハートセンター」を中心とした最先端の心臓・血管治療 ・地域の中心的な役割を担うための疾患別ネットワーク等による病診連携・病病連携の推進 ・治療実績や高度医療機器を生かした手術、放射線治療、化学療法を組み合わせた集学的がん治療の提供		S		S	S	○心臓血管疾患やがん治療について高い診療実績 ○医師会との疾患別連携システム等を活用し、病診連携に係る積極的な取組を実施する等、地域の中心的な役割
2 地域の医療機関等との機能分化及び連携強化							
(1) 地域における診療機能と役割	・病診連携による紹介率、逆紹介率の向上、患者の状況に応じた入退院支援の実施	【紹介率】77%、 【逆紹介率】108%	A		A	A	
(2) 行政機関、在宅医療・介護との連携強化	・在宅医療等への円滑な移行のため医療、福祉、保健サービス等を活用した質の高いケアマネージメントの提供		A	◇清水地域のケアマネージャーにとって、葵区の総合病院の医師は敷居が高く感じる可能性がある。医療と介護との連携において、患者の在宅医療等への移行の際には、主治医とケアマネージャーとの情報共有が大切であるため、より一層、ケアマネージャーとの連携に努めることを希望する。	A	A	
3 市民・患者の視点に立った医療サービスの提供							
(1) 患者中心の医療の提供	・医療行為に係る情報提供と説明責任、セカンドオピニオンを受けられる体制の整備		A		A	A	
(2) 市民への情報発信と公益に資する取組	・病院の診療情報等の情報発信、市民向けセミナーや体験講座の開催、がん教育の推進		A		A	A	
(3) 患者ニーズの把握及び迅速な対応	・患者ニーズの把握に努め、対応策や改善策を迅速、的確な実施による患者満足度の向上		A	◇患者等からの意見や要望の対応状況の周知として、院内掲示の方法の見直しやホームページへの改善事例の掲出など、より積極的に患者等に応えるための取組を行っていくことが必要である。 ◇案内表示の文言が丁寧すぎて用をなしていないものがある。 ◇病院内の案内表示は、子どもや高齢者にも伝わるよう、シンプルで、よりわかりやすい表現のものに工夫することを希望する。 ◇二輪置き場のスペースや案内表示について改善してほしい。 ◇患者満足度調査について、例えば来院回数を踏まえて案内表示の満足度を確認する等、クロス集計により詳細な分析をすとなお良い。 ◆今後、ベンチマークを用いた患者満足度調査を実施し、他院との比較も含めた分析を行っていく。	A	A	
(4) 接遇に対する職員の意識向上	・病院の基本理念・基本方針の徹底や職員の接遇能力の向上 ・患者に対する相談窓口での親身な対応や、診察時における患者への丁寧な説明の徹底	【患者満足度調査（接遇項目）】90%	B	◇接遇研修の参加率は、新規採用職員とそれ以外の職員を分けて参加状況を把握すべきである。 ◆今後、接遇の改善点を把握し研修内容に盛り込む等の取組を行っていく。	B	B	●患者満足度調査(接遇)結果は、年度目標値87.0%を下回る85.0% ●接遇研修の参加人数が前年度より減少
4 組織力を生かした診療体制							
(1) 部門を超えた連携の強化	・各職種が専門性を最大限に発揮するための、院内の連携を一層推進する取組の実施		A		A	A	
(2) チーム医療	・多職種が連携する医療チームを編成し、専門的で質の高い医療の提供		A		A	A	
5 安心・安全な医療の提供							
(1) 医療安全対策	・医療事故や院内感染の発生・再発防止のための取組の実施 ・院内でのトラブル対応のための暴言・暴力対策の実施	【医療安全研修参加率】100%	A		A	A	
(2) 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)の徹底	・行動規範、職業倫理の確立と、関係法令の遵守等の適正な業務運営の実施		A		A	A	

小項目	第2期中期計画（計画期間：令和元年度から令和4年度までの4年間）		報告書 静岡病院 自己評価	第1回、第2回評価委員会		市評価（案）	
	概要	令和4年度目標値		委員会における◇意見、◆確認事項	意見書 評価	市評価 （案）	市評価（案）の理由
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 業務運営体制の構築							
(1) 効率的な業務運営の実現	地方独立行政法人制度を生かした自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築		A		A	A	
(2) 組織的な業務改善の取組	診療実績・経営状況の共有化、業務改善セミナーや講演会の実施による職員の経営改善意識の向上		A		A	A	
(3) 市民との協働による病院運営の実施	・ボランティアとの協働による病院運営の実施 ・障害者雇用の促進のため院内での雇用創出	【障害者雇用率】 2.5%	A	◇将来的には一般の採用枠で障害を持つ方の採用を進めることも重要ではある。 ◇障害者雇入れ計画書の計画期間の終期である令和2年末に法定雇用率の達成ができるよう、今後も継続した雇用に向けた取組に期待する。 ◆障害者雇用に向けて、業務の切り出し、執務スペースの拡張、院内支援員の配置などの取組を実施している。 ◆令和元年度末時点で14名雇用で1名不足であったが、令和2年7月時点で18名雇用、あと1名で法定雇用率を達成する状況である。	B	B	●障害者雇用率は、実績1.86%と、年度目標値1.95%を1名分下回る実績
2 優れた人材の確保・育成							
(1) 医療従事者の確保	・病院間の人材獲得競争が激化する中での医師及び看護師の確保、育成	【定員充足率】初期臨床研修医100%、専攻医50%	A	◇離職率を下げ、職員の定着率を上げるため、他院を参考に職員満足度を上げる取組を実施すべきである。	A	A	
(2) 教育・研修への取組	・医療の質向上のための医療従事者のスキルアップを図る各種研修の充実		A		A	A	
3 新たな働き方の実現を目指した職場環境の整備							
(1) 働き方改革への取組	・「働き方改革」の実現に向けた職員の勤務負担の軽減や職場環境の整備	【医師の平均時間外勤務時間数】45時間/月	B	◇医師以外の職員の時間外勤務の状況を明確にすべきである。 ◇時間外勤務について、職員の健康に十分配慮するとともに、特に医師については、「医師の働き方改革」の議論を踏まえ、長時間労働の是正に努めるよう、今後の更なる取組に期待する。 ◆36協定の1カ月の時間外勤務時間の上限は、国の「医師の働き方改革」の議論を踏まえ、医師が155時間以内、医師以外の職員は100時間未満としている。	B	B	●医師の平均時間外勤務は、実績48.0時間/月と、前年度より改善したものの、年度目標値46.0時間/月を下回る実績
(2) やりがいを引き出す人事・給与制度の整備	・職員の勤務意欲の向上のための適正な職員配置や人材育成		A		A	A	
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 健全経営の維持							
(1) 経営基盤の確立	・持続可能な経営基盤の確立による中期目標期間の経常収支の黒字の維持	【経常収支比率】100%、【資金収支比率】100%	A	◇運営費負担金収益を前提とした経営とせず、感染症医療のような不採算部門が明確になるよう部門ごとの収支状況を整理すべきである。 ◆医療機器の更新のため毎年3億円の借入れをしている。国の運営費負担金の採出基準に基づき、毎年、償還金の1/2の額が交付されている。	A	A	
(2) 収入の確保	・診療報酬改定への対応や適時適切な施設基準の取得等による安定的な収入の確保		A	◇医師への教育等により、できる限り査定されない保険請求を意識するべきである。	A	A	
(3) 費用の節減	・医薬品等の調達コストの削減等による費用の節減と合理化		A		A	A	
第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためとるべき措置							
1 計画に基づいた効率的・効果的な投資	・計画に基づく高度医療機器の更新・新設及び施設整備等の実施		A		A	A	

(参考) 業務実績評価 小項目評価基準

「S」年度計画の所期の目標を上回る成果が得られている、「A」年度計画の所期の目標を達成している<標準>、「B」年度計画の所期の目標を下回っている、「C」年度計画の所期の目標を大幅に下回っている